

# 平成26年度 農業委員会活動方針・活動計画

## 活動方針

本町の農業は、豊かな大地に先人たちが築いた基盤のもと大規模かつ生産性の高い専業的経営を主体に、担い手への農地の集積を進め、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし、一方では、経営規模の拡大に伴う労働力不足や高齢化、後継者不足、また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、更には市場のグローバル化が加速するなか、農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国では「農林水産業・地域の活力プラン」に基づき、農業・農村の所得を今後一〇年間で倍増させることを目指し「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた施策を展開し、担い手の育成等による構造改革の推進や新たな経営所得安定対策を進めています。昨年より参加しているTPP協定交渉は、国民生活に重大な影響を及ぼすものであり、とりわけ農畜産物の関税撤廃は本町農業と地域経済に甚大な影

響を与えると考えられ、強い不安を抱えているところであります。

こうした状況を踏まえ本町農業委員会は、農業・農民を代表する唯一の公的機関として、地域農業の確立に向け、関係機関や関係団体との連携のもと、将来の農業経営に展望がもてる農地制度や農地行政の推進に努め、農業団体や農業者の声を行政・施策に反映させるための建議・要望活動、許認可等の適正化、透明化を継続的に取り組み、農業委員会の役割と責務を果たします。

### 【重点事項】

- 1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者に対し農地の利用集積等に努めるとともに、地域農業の構造改革を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する建議又は要望を行います。
- 4 農業者年金制度の普及を図り、経営移譲年金の受給のための適切な指導に努めます。

## 活動計画

- 5 農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。
- 6 遊休農地の利用を増進するため、地権者に有効利用のため必要な指導を行います。

### 1 農地の有効利用事業

- (1) 農地相談の実施
- (2) 農業生産法人調査と法人化の推進
- (3) 農地転用適正化の実施
- (4) 贈与税等の納税猶予制度の申告

### 2 農地調整事業

- (1) 農地の利用調整事業の推進
- (2) 認定農業者制度の定着

### 3 担い手育成確保事業

- (1) 簿記記帳の指導
- (2) 制度資金活用の推進
- (3) 家族経営協定の推進

### 4 農政及び農業振興

- (1) 要望・建議活動
- (2) 作況調査の実施
- (3) 制度資金の活用

### 5 農業者年金業務の推進

- (1) 農業者年金制度の普及
- (2) 経営移譲の指導相談
- (3) 年金業務の推進

### 6 公益財団法人募別町農業振興公社との連携

- (1) 農地の利用調整、遊休農地の未然防止、農業後継者花嫁対策、新規就農希望者の環境整備など連携を緊密にし、各種事業の推進に努めます

### 7 情報活動の強化

- (1) 農業委員会だよりの発行
- (2) 農年協だよりの発行
- (3) 全国農業新聞の普及拡大

### 8 農業委員・職員研修の実施

- (1) 研修等の参加及び実施
- (2) 学習会の実施

## 体制の充実

### 1 農業委員会総会等の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 三役会議の開催
- (3) 農地部会、農政部会、畜産部会の開催

### 2 農業委員選挙人名簿

- (1) 名簿の確認作業